# 映倫審査のご案内と
# 「映倫マーク」「区分マーク」の取り扱い


一般財団法人 映画倫理機構

EIRIN
Film Classification and Rating Organization

〒104-0045
東京都中央区築地1-4-5　第37興和ビル4F

TEL [代表・外画]03-6264-3696
[邦画専用]03-6264-3697
[宣材審査専用]03-6264-3698

FAX 03-6264-3699



2023年1月31日


http://www.eirin.jp

# 目　次


■ はじめに ····· P1

■ 映倫審査申込書 ····· P2
■ 審査の手順
A.日本映画（邦画）の本篇審査手順 ····· P3
B.外国映画（外画）の本篇審査手順 ····· P4
C.予告篇、特報の審査手順 ····· P5
D.宣伝用特殊宣材の審査手順 ····· P6
E.基本宣材（ポスター等）の審査手順 ····· P7

■「映倫ロゴ（オフィシャルロゴ）」 ····· P8
■「映倫マーク」 ····· P8
■「映倫マーク（本篇用））」と映倫番号 ····· P9
■「映倫マーク（予告用）」と映倫番号 ····· P9
■「映倫マーク（本篇用）」と「映倫マーク（予告用）」の表示位置 ····· P10
■「宣材マーク（ポスター用）」と宣材番号 ····· P11
■「宣材マーク（ポスター用）」と表示位置 ····· P11
■「映倫マーク」の国際慣行 ····· P11

■「区分マーク」 ····· P12／P13
G
PG12
R15+
R18+
■ 本篇の「区分マーク」 ····· P14
■ 本篇の「区分マーク」と「映倫マーク（本篇用）」の表示位置 ····· P14
■ 予告篇の「区分マーク」 ····· P15
■ 予告編の「区分マーク」と「映倫マーク（予告用）」の表示位置 ····· P15
■ 基本宣材（ポスター等）の「区分マーク」 ····· P16
■ 基本宣材（ポスター等）の「区分マーク」と「映倫マーク（予告用）」の表示位置 ····· P16
■ その他の宣材の「区分マーク」 ····· P16
■「区分マーク」の国際慣行 ····· P16
■「区分マーク」の利用範囲 ····· P16

■ 再公開向けの旧作 ····· P17
■ 審査対象と対象外 ····· P18
■ 二次市場向けの審査 ····· P18

■ 映倫マーク〈 オフィシャルロゴ 〉 ····· P20
■ 映倫マーク〈 本篇用 予告用 〉&〈 宣材用 〉 ····· P21
■「区分マーク」基本シルエットと専用カラー&表示上の基本ルール ····· P22
■「区分マーク」の視認性 ····· P23
■「区分マーク」使用媒体ごとの表示サイズ ····· P24
■「区分マーク」使用媒体ごとの表示位置参照 ····· P25


## はじめに

映倫は、映画製作者が自由に映画を製作できる環境を作るとともに、観客の映画を見る自由を保障し、さらに、未成年者がその成長に際し対応を誤ることのないように、映画を審査し、区分に分類する業務を行っています。

「映倫マーク」「区分マーク」は“映倫審査を終了した作品である証”です。映画公開前に映倫の審査を受け、審査を終了した作品に「映倫マーク」「区分マーク」を使用していただくことが、観客が映画を観覧するにあたって “事前に知っておきたい情報”を広く提供することになります。映画業界の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 映倫マーク

「映倫マーク」は、“映倫の審査を終了した証”です。審査が終了した本篇、予告、ポスター等には「映倫マーク」を必ず使用します。

「映倫マーク」には「映倫マーク（本篇用）」「映倫マーク（予告用）」「宣材マーク（ポスター用）」の基本となる3種類があります。

| 映倫マーク（本篇用） | 映倫マーク（予告用） | 宣材マーク（ポスター用） |
|---|---|---|
| 映倫 EIRIN | 映倫 EIRIN | 映倫 EIRIN |
| □□□□□□ | □□□□□□-T | △△△△△-A |

## 区分マーク

本篇の審査が終了し、「区分」が決まった後に制作する予告篇、ポスター、チラシ、公式サイト、その他の広告類には「区分マーク」を必ず使用します。「区分マーク」には「G」、「PG12」、「R15+」、「R18+」の4種類があります。

映倫は「映倫マーク」「区分マーク」が記載された作品に関して審査上の責任を持ちます。

## 映倫審査申込書

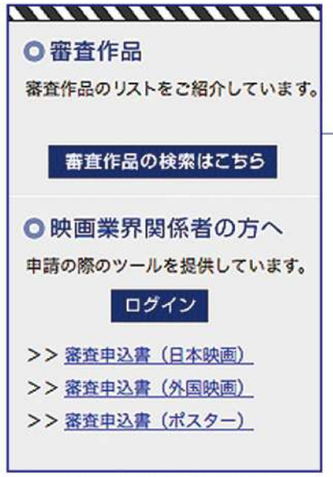


（映倫公式サイトより抜粋）

「映画倫理機構公式WEBサイト」内「映画業界関係者の方へ」から「審査申込書（日本映画）」、「審査申込書（外国映画）」、「審査申込書（ポスター）」をダウンロードしてご記入ください。

予告篇用の「審査申込書」はありません。予告篇審査をする前に、本篇の「審査申請書」を申請して、「映倫番号」を発番されていることが予告篇審査の前提となります。
予告篇で必須となる「映倫マーク」に使用する「映倫番号」は、本篇の「映倫番号」と共通で、発番された本篇の「映倫番号」の末尾に「-T」を付けたものが、予告篇の「映倫番号」となります。
なお、本篇審査前の場合、作品の「区分」が未確定のため、予告篇に「区分マーク」は使用できません。本篇審査が終了して作品の「区分」が決定後に制作する予告篇には「区分マーク」を必ず使用してください。

## （「審査申請書」の記入項目に関する注釈）

**申請者（社）**
通常国内の配給権を有する配給会社、または責任を持って映倫申請を担当する制作会社。法人のほかに団体、個人のこともあります。「区分指定書」の送付先となります。

**担当者（部門・氏名）**
審査の申請から試写の予約、立ち合い、区分と指定理由の決定、宣伝・配給部門ほか関係先への連絡などにあたる業務を担う担当者。

**題　名**
邦題を記入。外国映画の場合は、邦題と英語題名も記入。併せて、アルファベットで表記可能な言語（例:フランス語、スペイン語など）の製作国の場合は原題も記入してください。
日本映画、外国映画ともに、申請時に邦題が「未定」、または「○○○○」（仮題）の場合は邦題が決定次第、ご連絡ください。また、邦題が変更になった場合も速やかにご連絡ください。

**製作国**
映画の原産地の国名（略称）。製作会社の国籍を指し、2か国以上の合作もあります。海外向け配給権を仲介、委託販売する会社の国籍とは異なることもあります。

**上映時間**
分単位で記入。審査料（審査料は上映時間の内「秒単位」は切り捨て）の算出の根拠になるほか、審査スケジュールの調整に必要です。
申請時に上映時間が確定していない場合は、日本映画は「予定」の項目に記入してください。外国映画は、上映時間が確定していない場合は、「上映時間」の項目に「約○○分」と記入。本篇が未着等で上映時間が不明の時は、「不明、後日連絡」にチェックを入れてください。



## 審査の手順

「劇場公開が迫っているので、すぐに審査してほしい」などの申し出に、対応が困難な場合も想定されますので、早めの申請をお願いいたします。

## A.日本映画（邦画）の本篇審査手順

**1 映倫が「映倫審査申込書」を受領して審査は開始となります。**
所定の「映倫審査申込書」（日本映画）に、脚本3冊を添えてご提出ください。（ドキュメンタリーなど台本がない場合はシノプシスや参考資料等を添えて提出）

**2 「映倫番号」を発番します。**
「映倫番号」は、日本映画は6桁、（中・短篇は5桁）になります。
＊映倫では上映時間が55分以上のものを長篇としております。

**3 脚本の検討。**
“「映倫審査申請書」の希望区分と作品の間に相違があるかもしれない”など、懸念がある場合は、申請者より要請があれば脚本段階での事前協議をすることができます。

**4 本審査（初号またはゼロ号）のスケジュールを調整。**
本審査は製作、配給側で用意された試写室や、映倫の試写室等（DCP、ブルーレイ、DVD等で対応）で審査します。
作品の内容によっては、本審査前にラッシュ版の審査を検討します。

**5 本審査（本篇の「区分」および指定理由を判定）※本篇と併せて題名・副題も審査します。**
審査が終了して作品の区分が決まった本篇には「映倫マーク」を必ず使用してください。
（本篇での「区分マーク」の使用は必須ではありません）
＊内容が同じ2D版と3D版がある場合などは映倫にご相談ください。

**6 「区分指定書」と「請求書」を発行（上映時間に基づき審査料が確定します）**
映倫では審査料を算出する際に上映時間の秒数は切り捨てとします。

**7 入金の確認後、「審査終了証」を発行します。**
なお、「映倫審査申請書」に記載した「題名」が変更になった場合は、速やかに映倫にご連絡ください。

## B.外国映画（外画）の本篇審査手順

**1 映倫が「映倫審査申込書」を受領して審査は開始となります。**

所定の「映倫審査申込書」（外国映画）に参考資料を添えて提出してください。

**2 「映倫番号」を発番します。**

「映倫番号」は、外国映画は5桁（中・短篇も5桁）になります。

*映倫では上映時間が55分以上のものを長篇としております。

**3 作品により内審査をおこないます。**

字幕初号による本審査前に、宣伝上、早めに区分を知りたい等、申請者により要請があれば本篇や該当箇所など（字幕未了を含む）内審査を行うことができます。

**4 本審査（字幕初号）のスケジュールを調整。**

本審査は申請者が用意した試写室や映倫の試写室等（DCP、ブルーレイ、DVD等で対応）で審査します。

**5 本審査（本篇の「区分」および指定理由を判定）※本篇と併せて題名・副題も審査します。**

審査が終了して作品の「区分」が決まった本篇には「映倫マーク」を必ず使用してください。（本篇での「区分マーク」の使用は必須ではありません）

*内容が同じ2D版と3D版がある場合などは映倫にご相談ください。

**6 「区分指定書」と「請求書」の発行。（上映時間に基づき審査料が確定します。）**

映倫では審査料を算出する際に上映時間の秒数は切り捨てとします。

**7 入金の確認後、「審査終了証」を発行します。**

なお、「映倫審査申請書」に邦題未定により原題で審査を受けた後に「邦題」が決定した場合や邦題が変更になった場合は、速やかに映倫にご連絡ください。



## C.予告篇、特報の審査手順

映画館で上映される予告篇や特報は、年少者も含む幅広い観客が何ら予備知識なく観覧することから、（本篇区分にかかわらず）すべて「G」区分の範囲内で制作してください。予告篇に「G」区分の範囲を超える恐れがある描写や台詞、字幕等が含まれる懸念がある場合は、申請者の要請または映倫の審査員の判断により内審査も可能です。

予告篇の「映倫番号」は本篇で発番された「映倫番号」と共通ですが、「映倫マーク（予告用）」は「映倫番号」の末尾に「-T」が付きます。

**1 映倫が本篇の「映倫審査申込書」を受領して発番した「映倫番号」を取得していることが予告篇審査の前提となります。なお、予告篇の審査料は無料です。**

**2 予告篇審査のスケジュールを調整。**

**3 予告篇審査。組み上がった予告篇や特報のデータ等を映倫で審査します。予告篇審査終了後、予告篇を完成させる際には「映倫マーク（予告用）」を必ず使用してください。**

数種類の作品をまとめて1本に編集した「予告篇集」の場合は、それぞれの作品の予告篇ごとに映倫マーク（予告用）が表示されるのを避けるため、最初に紹介される作品の「映倫マーク（予告用）」を使用することで「予告篇集」全体を代表することとします。

*「PG12」「R15＋」「R18＋」区分の予告篇の制作を希望する場合は、「予告篇」ではなく「宣伝用特殊映像」の扱いになります。

**観客に作品の「区分」を周知するために、本篇の審査が終了して作品の「区分」が決定後に制作する予告篇には、「区分マーク」を必ず使用してください。**

## D.宣伝用特殊映像の審査手順

プロモーションリール、メイキング映像、インタビューや試写会の収録映像など、通常の予告篇、特報とは内容の異なる、広報や宣伝を目的とする宣伝用特殊映像は"短篇映画"として審査し、4区分のいずれかに指定して「区分指定書」を発行します。なお、審査料は無料です。

**1** 「審査申込書」（日本映画または外国映画）に参考資料を添えて提出してください。

↓

**2** 「映倫番号（5桁）」の発番。

↓

**3** 作品の内容によっては、本審査前にラッシュ版の審査を検討します。

↓

**4** 本審査のスケジュールの調整。

↓

**5** 本審査（「区分」および指定理由の判定）。

審査が終了した宣伝用特殊映像の巻頭に「区分マーク」を必ず使用してください。この場合の「区分マーク」は作品の区分ではなく、審査した宣伝特殊映像自体の区分になります。また、「短篇映画」として審査はしますが、宣伝用特殊映像は宣材のため「映倫番号」だけでなく「区分マーク」も使用してください。

↓

**6** 「区分指定書」を発行。

＊予告篇、特報は全て「G」区分の範囲内での制作に対して、宣伝用特殊映像は4区分のいずれでも制作可能ですが、映画館で上映する際には、次の上映の制限がある点にもご注意ください。（WEB宣伝等で宣伝特殊映像を使用する際には、とりわけ「R15+」、「R18+」の短篇には、必ず「区分マーク」を使用し、視聴者の年齢制限を計るなどのご配慮をお願いします。）

劇場上映の制限 ― 宣伝用特殊映像の区分は、当該スクリーンで上映される作品の区分を超えてはならない。（○は併映可 ×は不可）

| 上映作品の区分 | 併映できる宣伝用特殊映像の区分 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | G | PG12 | R15+ | R18+ |
| R18+ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| R15+ | ○ | ○ | ○ | × |
| PG12 | ○ | ○ | × | × |
| G | ○ | × | × | × |



## E.基本宣材（ポスター等）の審査手順

基本宣材となるポスターやチラシの完成前の色校正等で審査します。
「宣材番号」は5桁。末尾には「-A」が付きます。

**1** ポスターやチラシのデータと「映倫審査申込書（ポスター）」をメール添付にて提出してください。 ✉ senzai@eirin.jp
あるいは、ポスターやチラシの色校正等に「映倫審査申込書（ポスター）」を添えて提出してください。

↓

**2** 基本宣材審査 ※審査の対象となるのは絵柄・題名・コピーです（ビリング・チラシ裏の文章などは審査対象ではありません）

↓

**3** 審査後、「宣材番号」を発番します。（本篇用の映倫番号とは異なります）
基本宣材（ポスター等）には「宣材マーク」を必ず使用してください。

↓

**4** 観客に作品の「区分」を周知するために、本篇の審査が終了して作品の「区分」が決定後に制作する基本宣材（ポスター等）に「区分マーク」を必ず使用してください。
ただし、本篇審査前に制作する宣材（ティーザー・ポスター等）には「区分マーク」は使用できません。

↓

**5** 「請求書」の発行。審査料の入金にて終了。

なお、他の広告媒体で使用される際は、それぞれの媒体の審査基準を確認してください。

## 映倫ロゴ（オフィシャルロゴ）

上記の「映倫ロゴ」（オフィシャルロゴ）の下段に「映倫番号」を使用したものが「映倫マーク（本篇用）」です。
「映倫番号-T」を使用したものが「映倫マーク（予告用）」です。
「宣材番号-A」を使用したのが「宣材マーク（ポスター用）」です。
＊「映倫ロゴ」（オフィシャルロゴ）は各マーク共通で、下段に使用する「番号」や「記号」の違いで区別されます。

## 映倫マーク

**「映倫マーク」には「映倫マーク（本篇用）」「映倫マーク（予告用）」「宣材マーク（ポスター用）」の基本となる3種類があります。**

| 映倫マーク（本篇用） | 映倫マーク（予告用） | 宣材マーク（ポスター用） |
|---|---|---|
| □□□□□□ | □□□□□□-T | △△△△△-A |

- 「映倫マーク（本篇用）」は「映倫ロゴ」（オフィシャルロゴ）と「映倫番号」を必ずセットで使用します。
- 「映倫マーク（予告用）」は「映倫ロゴ」（オフィシャルロゴ）と「映倫番号-T」を必ずセットで使用します。
- 「宣材マーク（ポスター用）」は「映倫ロゴ」（オフィシャルロゴ）と「宣材番号-A」を必ずセットで使用します。

なお、本篇の「映倫番号」と予告篇の「映倫番号」は共通ですが、宣材の「宣材番号」と「映倫番号」は別の番号になります。

「映倫マーク」は“映倫の審査を終了した証”であり、単なる記号ではなく重要なメッセージをもった映倫の「商標」です。無断使用や改変など、不適切な使用は一切認められません（「映倫マーク」に似せて、あたかも映倫が審査したような誤解を招くまぎらわしいマークの使用には改善を促す場合があります）
映倫は、この「映倫マーク」が表示された作品、予告篇、基本宣材に関して、審査上の責任を持ちます。



## 「映倫マーク（本篇用）」と映倫番号

**「映倫マーク（本篇用）」は、日本映画（邦画）、外国映画（外画）ともに、「映倫ロゴ」と「映倫番号」を必ずセットで使用します。**

「映倫番号」は、日本映画は6桁、外国映画は5桁、中・短篇映画は日本映画、外国映画ともに5桁になります。
1つの作品に1つの番号が基本ですが、同じ作品でも「ディレクターズ・カット版」、「完全オリジナル版」、「『R18＋』指定作品を再編集した『R15＋』版」など内容が異なる作品や字幕、台詞等、映像の一部を改訂した作品などは、本篇の「新版（再編集版）」として取り扱い、番号は「映倫番号（本篇用）」とは違う冒頭「S-」で始まる「別の映倫番号」となります。
「S-」は“新版”のローマ字表記の略語です。「S-」番号は、再上映向け「旧作」の場合にも使用します。「旧作」の再公開については、「旧作」が旧来の審査基準による審査であった場合には、最新の映倫基準に基づき再度審査する必要があります。

## 「映倫マーク（予告用）」と映倫番号

**「映倫マーク（予告用）」は、日本映画（邦画）、外国映画（外画）ともに「映倫ロゴ」（オフィシャルロゴ）と「映倫番号-T」（末尾に「-T」。TはTrailerの略語）を必ずセットで使用します。**

なお、予告篇の「映倫番号」は本篇で発番された「映倫番号」と共通です。
＊観客に作品の「区分」を周知するために、本篇審査が終了して「区分」が決定後に制作する予告篇には「区分マーク」も必ず使用してください。

## 「映倫マーク（本篇用）」と「映倫マーク（予告用）」の表示位置

**「映倫マーク（本篇用）」と「映倫マーク（予告用）」の基本的な表示位置は下図によります。**

映倫マーク（本篇用）

123456

（映倫番号は邦画6桁・外画5桁）

基本的な表示位置

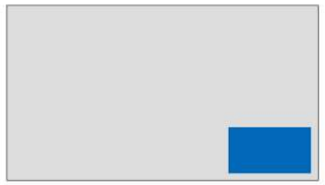

巻頭や題名、または巻末の右下

映倫マーク（本篇用）

映倫マーク（予告用）

123456-T

（本篇の映倫番号の末尾に「-T」）

基本的な表示位置

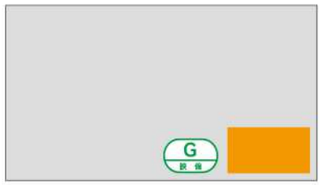

巻頭や題名、または巻末の右下

映倫マーク（予告用）

国内の映画館で上映される映倫審査済み作品には「映倫マーク（本篇用）」、映倫審査済み予告篇等には「映倫マーク（予告用）」を必ず使用してください。
＊観客に作品の「区分」を周知するために、本篇審査が終了して作品の「区分」が決定後に制作する予告篇等に「区分マーク」も必ず使用してください。本篇での「区分マーク」の使用は必須ではありません。



## 「宣材マーク（ポスター用）」と宣材番号

**「宣材マーク（ポスター用）」は、「映倫ロゴ」（オフィシャルロゴ）と「宣材番号-A」（末尾に「-A」。AはAdvertisementの略語）を基本宣材に必ずセットで使用します。**
**なお、「宣材番号」（5桁）は本篇に使用する「映倫番号」とは異なる番号です。**

審査が終了した基本宣材と題名、副題、コピー、絵柄等の要素の変更や新たな要素の追加がないサイズ違いの宣材にも同じ「宣材マーク（ポスター用）」を使用できます。
＊観客に作品の「区分」を周知するために、本篇審査が終了して作品の「区分」が決定後に制作する宣材等には「区分マーク」も必ず使用してください。

## 「宣材マーク（ポスター用）」と表示位置

**「宣材マーク（ポスター用）」の基本的な表示位置は下図によります。**

宣材マーク（ポスター用）

12345-A

（宣材番号は5桁。末尾に-A）

基本的な表示位置

基本宣材（ポスター等）

巻頭や題名、または巻末の右下

宣材マーク（ポスター用）

「宣材番号」は「映倫番号」とは別の番号になります。　＊観客に作品の「区分」を周知するために、本篇審査が終了して作品の「区分」が決定後に制作する基本宣材等には「区分マーク」も必ず使用してください。

## 「映倫マーク」の国際慣行

審査機関のロゴと番号は全世界で使用できますので、「映倫マーク（本篇用）」は、邦画の輸出用本篇にも使用できます。また、「海外審査機関のロゴと番号」も国内の配給用に残したままでも使えます。ただし、「区分マーク」の使用範囲は、これを審査した国内に限定されます。これは内容が全く同じ作品であっても、審査基準が法令や文化により、各国で区分が異なることがあるためです。

# 区分マーク

**本篇審査が終了して作品の「区分」が決定後は、
観客に作品の「区分」を周知するために、制作する予告篇、ポスター、チラシ、
TVスポット、新聞、公式サイト等に「区分マーク」を必ず使用してください。
ただし、本篇審査前の場合、作品の「区分」が未確定のため
「区分マーク」を使用することはできません。**

**「区分マーク」には「G」、「PG12」、「R15+」、「R18+」の4種類があります。**

どなたでもご覧になれます

小学生には助言･指導が必要

15歳以上がご覧になれます

18歳以上がご覧になれます

*「区分マーク」の下段の文言は、「区分マーク」を補強する文言であり、媒体や用途に応じ使用者の判断で使用されます。

「区分マーク」は、本篇を審査して作品の主題、個々の場面で使われる台詞や描かれる性、暴力などの題材の表現の仕方、問題性、刺激性の強弱に応じて、その作品に最も相応しい年齢層別の適切さを示す記号で、映画を観覧する前に観客に向けて広く案内するマークです。一方、映画業界にとっては、製作上またはマーケティング面で観客層に結びつく重要なマークとなります。

「区分マーク」は単なる記号ではなく、重要なメッセージをもった映倫の「商標」です。無断使用や改変など、不適切な使用は一切認められません。なお、「区分マーク」に似せて、あたかも映倫が審査したような誤解を招くまぎらわしいマークの使用には改善を促す場合があります。

また、「製作、マーケティング上で想定した区分の範囲に収まりそうなのか知りたい」「区分が決まらないと宣伝計画を進められない」「前売券を売り出すので早く区分を知りたい」等の場合には、早めに映倫にご相談ください。

どなたでもご覧になれます

## 年齢にかかわらず誰でも観賞できる。
## G:General Audience（すべての観客）の略語

この区分の映画の主題、または題材とその扱い方は、小学生以下の年少者が観覧しても動揺やショックを受けることがないように慎重に抑制されている。簡潔な性･暴力･麻薬や犯罪のなどの描写多少含まれるが、ストーリー展開上必要な描写に限られ、全体的に穏やかな作品である。G区分の作品には、より大人向けの作品もある。一方、幼児、小学生が観覧の主体となる作品では、より慎重な描写、表現がなされている。なお、「区分マーク」の下段の文言は、「区分マーク」を補強する文言であり、媒体や用途に応じ使用者の判断で使用されます。

小学生には助言･指導が必要

## 12歳未満の年少者の観覧には
## 親または保護者の助言･指導が必要
## PG:Parental Guidance（親の指導･助言）の略語

この区分の映画で表現される主題、または題材とその取扱い方は、刺激的で小学生の観覧には不適切な内容も一部含まれている。一般的に幼児･小学校低学年の観覧には不向きで、高学年の場合でも成長過程、知識、成熟度には個人差がみられることから、親または保護者の助言･指導に期待する区分である。なお、「区分マーク」の下段の文言は、「区分マーク」を補強する文言であり、媒体や用途に応じ使用者の判断で使用されます。

15歳以上がご覧になれます

## 15歳以上（15歳未満は観覧禁止）
## R:Restricted（観覧制限）の略語

この区分の映画は、主題や題材の描写が強く、15歳未満の年少者には、理解力や判断力の面で不向きな内容が含まれている。従って、15歳以上の観客を対象とし、15歳未満は観覧禁止とする。なお、「区分マーク」の下段の文言は、「区分マーク」を補強する文言であり、媒体や用途に応じ使用者の判断で使用されます。

18歳以上がご覧になれます

## 18歳以上（18歳未満は観覧禁止）
## R:Restricted（観覧制限）の略語

この区分の映画は18歳以上の観覧に適する。主題または題材とその取扱いは極めて刺激が強く、このため18歳未満は観覧禁止とする。なお、「区分マーク」の下段の文言は、「区分マーク」を補強する文言であり、媒体や用途に応じ使用者の判断で使用されます。

## 本篇の「区分マーク」

本篇に「映倫マーク」を使用することは必須ですが、本篇に「区分マーク」を使用することは必須ではありません。
製作スケジュール等により本篇の審査が公開直前となり、本篇に「区分マーク」の表示が困難な作品があるためです。
そのためにも、観客に作品の「区分」を周知するために、本篇の審査が終了して「区分」が決定後に制作する予告篇、ポスター、デジタルサイネージ、TVスポット、新聞広告、公式サイト等で「区分マーク」を必ず使用してください。

## 本篇の「区分マーク」と「映倫マーク（本篇用）」の表示位置

**本篇での「映倫マーク」の表示は必須です。**
**本篇での「区分マーク」の表示は必須ではありませんが、**
**「映倫マーク」と併せて表示する場合の基本的な表示位置は下図によります。**

### エンドロールの最後に表示する場合

＊本篇での「区分マーク」の使用は必須ではありませんが、エンドロールの最後に「区分マーク」を表示する場合は、「映倫マーク」の左側に表示します。

＊本篇には「映倫マーク」を必ず使用してください（右下）。

### 先付に表示する場合（例:外国映画）

＊本篇での「区分マーク」の使用は必須ではありませんが、先付に「区分マーク」を表示する場合は左下に表示してください。

＊本篇には「映倫マーク」を必ず使用してください（右下）。



## 予告篇の「区分マーク」

**映画館で上映される予告篇は、年少者を含む幅広い観客が、何ら予備知識なく観覧することから、予告篇は「G」区分の範囲内で制作してください。**

なお、予告篇内で表示される「区分マーク」は、予告篇それ自体が「G」区分で制作されていることを示すものではなく、審査により確定した本篇の「区分」を表示するものです。

**観客に作品の「区分」を周知するために、本篇の審査が終了して作品の「区分」が決定後に制作する予告篇には「区分マーク」を必ず使用してください。なお、本篇審査前の場合、作品の「区分」が未確定のため「区分マーク」を使用することはできません。**

本篇審査前に先行して制作された予告篇などを、「区分」が確定後も引き続き使用する場合は、後付けの追加や差し替え（公開日時の表記、前売券告知など）の機会がありましたら、「区分マーク」を組み込んでください。また、「区分マーク」が"小さすぎる""表示時間が短すぎる"等、「区分」の確認に困難が生じる事例が見受けられますのでご注意ください。
観客に作品の「区分」を事前に広く案内するという「区分マーク」の趣旨をご理解いただき、ご協力お願いいたします。

## 予告篇の「区分マーク」と「映倫マーク（予告用）」の表示位置

予告篇の「区分マーク」「映倫マーク（予告用）」の基本的な表示位置は下図によります。「区分マーク」は、「映倫マーク」と共に巻頭や題名または巻末の右下に必ず使用します。

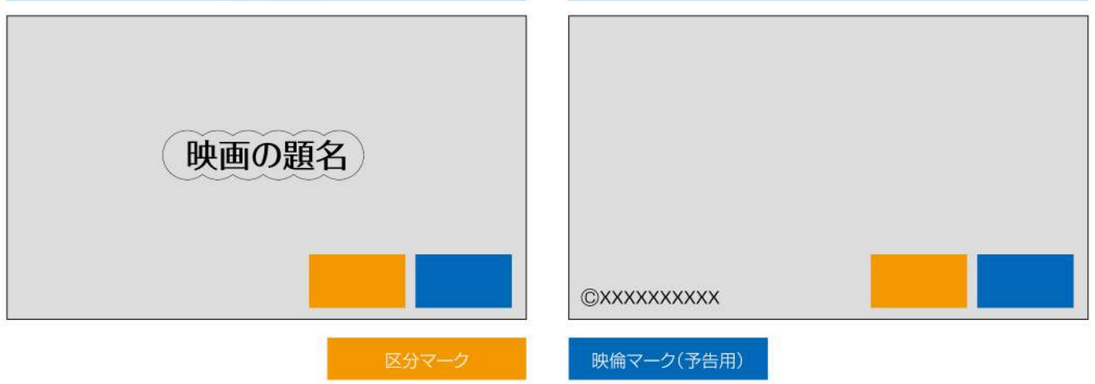


予告篇の「区分マーク」の表示位置は、「映倫マーク」と並んで原則として画面右下に表示します。
＊予告篇に「映倫マーク」を必ず使用してください

## 基本宣材(ポスター等)の「区分マーク」

**観客に作品の「区分」を周知するために、本篇の審査が終了して作品の「区分」が決定後に制作する基本宣材(ポスター等)には「区分マーク」を必ず使用してください。**

なお、本篇審査前に制作する宣材(ティーザー・ポスター等)は「区分」が未確定のため、「区分マーク」を使用することはできません。なお、審査をした基本宣材と、絵柄、題名、副題、コピー等の要素の変更や新たな要素の追加がない場合は、サイズ違いの宣材にも「宣材マーク(ポスター用)」を使用できます。

*宣材審査が終了した基本宣材(ポスター等)には「宣材マーク(ポスター用)」を必ず使用します。

## 基本宣材(ポスター等)の「区分マーク」と「宣材マーク(ポスター用)」の表示位置

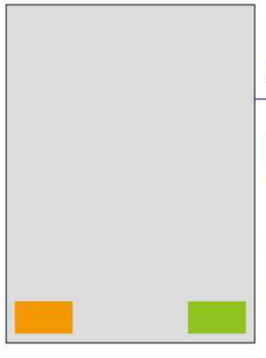

**「区分マーク」「宣材マーク(ポスター用)」の基本的な表示位置は下図によります。**

区分マーク

「区分マーク」の位置は、画面左下あるいは目立つ場所に視認できる大きさで表示します。

宣材マーク(ポスター用)

*基本宣材(ポスター等)には「宣材マーク(ポスター用)」を必ず使用します。

## その他の宣材の「区分マーク」

**本篇の審査が終了して作品の「区分」が決定後に制作する前売券、バナー、スタンディ、TVスポット、新聞広告、雑誌広告、デジタルサイネージ、公式サイト等には、観客に作品の「区分」を周知するために、「区分マーク」を必ず使用してください。**

なお、他の広告媒体で使用される際は、各媒体の審査方針によります。

## 「区分マーク」の国際慣行

「区分マーク」の使用範囲は、それを審査した国内に限定されます。映倫の審査により決まった区分は日本国内でのみ有効となります。これは内容が全く同じ作品であっても、審査基準が法令や文化により、各国で区分が異なることがあるためです。つまり、映倫の区分マークは海外では通用しません。また、海外審査機関の「区分マーク」は国内には適用されません。ただし、「映倫マーク」は全世界で使用できます。そして、海外審査機関のロゴと番号も国内の配給用に残したままでも使用できます。

## 「区分マーク」の利用範囲

「区分マーク」は、劇場公開、二次市場で、また、配給者、興行者の宣伝・広報にとどまらず、インターネット、TV、新聞、雑誌も含めて様々なメディアの手による作品紹介等でもできるだけ多く広範囲に利用されるように取り計らってください。



## 再公開向けの旧作

再公開向けに審査する旧作とは、戦前に公開された作品も含めて、審査申込書の申請日より2年以上前に、国内で一般に向けて商業的に映画館で上映された、または二次市場で販売された作品のなかで、配給会社によりある程度の販売停止期間を置いた後に、新たに宣伝キャンペーンを展開して映画館で再上映される、または動画配信、TV放映、ブルーレイ、DVD販売などの二次市場で再販売される作品を指します。

### 審査対象とする旧作

下記の旧作は、劇場再上映に際して審査を行い、以前に審査した際の「映倫番号」とは異なる再上映向け用の番号として、冒頭に「S-」で始まる別の番号を発行します。

1 映倫で初めて審査する旧作

2 映倫審査済みの旧作:審査申込書の申請日より2年以上前に一般上映された旧作は現行の審査基準による審査を致します。

**申請日よりも2年以内に一般上映された旧作でも、以下の場合は審査を必要とします。**

### a

旧作の再編集版:「ディレクターズ・カット版」「完全版」「字幕・台詞を含めて内容の一部が改訂された版」「以前に審査を終了した版とその内容が同一か否か不明な版」も「再編集版」として審査を必要とします。

### b

旧作の3D化版:当初2Dとして製作・上映し、その後3D化して再公開する場合も、再公開向け審査を必要とします。

### c

デジタルリマスター版:旧版に代わるデジタルリマスター版による再上映に際して、「映倫で字幕や台詞も含めて以前審査を終了した旧版と内容が同一か否かを確認できない」「上映時間や内容の一部が異なる版が存在する」「審査結果で以前とは区分が異なる版がある」等のデジタルリマスター版も、再公開向け審査を必要とします。

*その他の旧作(特殊な作品や特殊な場合)は、企画書などの資料を得て検討します。

# 審査の対象と対象外／二次市場向けの審査

## 審査の対象（「映画の区分と審査方針」第3項より）

映倫は個人、法人、団体を問わず一般に向けて公開を企図する映画及びその他、映像収録作品を審査する。
公開には通常の映画館における上映のほか、マスコミ及び一般試写、商業的映画祭での上映も含む。
審査の対象は次の通りとする。

**（1）日本及び外国の劇映画、ドキュメンタリー映画、その他、映像収録作品。**
**（字幕版、吹替版）再編集版、再公開版。（本方針及び分類基準の実施以前に映倫の審査を受けた作品を含む）**
**（2）上記作品の題名。（3）ポスター、チラシなどの基本宣材。（4）予告篇、特報、宣伝用特殊映像。**

上記のほか、映倫の審査方針、分類基準に基づく審査を求めるビデオ、DVD、ネット配信などの二次市場向け映画及び映像収録作品。
*審査の対象:映倫では基本的に映画館において、入場料の有無に係らず、観客に向けて上映しようと企図される映画、映像収録作品（実況生中継は除く）、劇場上映するDVD販売済み作品、TV放映済み作品などの新作及び旧作を対象として審査をしております。劇場公開前の試写会等に先立っての審査終了が必要です。

他方、2009年以降に審査を開始した、ブルーレイ、DVD、動画配信など二次市場向け直販作品に関しては、映画とは異なる関連法規が様々あり、各メディアで対応がことなるなどから、映倫の審査は任意としております。

## 審査の対象外（「映画の区分と審査方針」第8項より）

下記の映像は映倫審査の対象としない。

**（1）劇場CF、マナー広告、映画業界としてのキャンペーン広告。**
**（2）スポーツ、イベントやコンサートなどの同時実況中継。**
**その他審査を必要とするか否か、不明確な映像はそのつど判断する。**

*同時実況中継の場合は、事前に収録された映像を審査して、その区分･指定理由を宣伝広報することが困難なため審査の対象外とし、主催者の責任による配信、上映(放映)となります。

## 区分の適用外（「映画の区分と審査方針」第5項より）

次のような作品は、映画館での上映は不適切とし、映倫の区分適用外とする。

**（1）児童ポルノ、わいせつな図画など非合法な素材、描写を含む作品。**
**（2）ドラマ性、ストーリー展開などが希薄で、**
**専ら著しく刺激的な性行為や残虐な暴力などの描写に終始する映像。**

「区分の適用外」は「審査の対象外」とは異なります。審査した結果が映倫「R18+」の基準を超える内容をもつ作品は「区分適用外」とします。その場合は審査終了とはならず、「区分指定書」は発行せず、従って映倫マーク類の使用は出来ません。

## 二次市場向け新作

「二次市場向け新作」とは、ブルーレイ、DVD、配信、TV放映など、映画館以外の二次市場で公開される新作を指します。原則として受審は任意とし、審査の申し込みがあった作品を審査します。詳しくは、映倫にお尋ねください。

**映倫で劇場向け審査を終了した作品（劇場上映向け審査終了時と内容が同一の場合）**

本篇の審査は不要です。（本篇の台詞、字幕含めて内容の一部が劇場公開版とは異なる場合は、「再編集版」として審査いたします）「映倫で劇場向け審査を終了した作品」のTV放映や配信等に際して、作品をそのまま放映するか、更に修正が必要かなどは、各媒体の方針や審査基準が優先されます。



# 「映倫マーク」「区分マーク」基本形と表示設定

# 映倫マーク〈オフィシャルロゴ〉

■映倫ロゴ(オフィシャルロゴ)基本形
(カラータイプ)

■映倫ロゴ(オフィシャルロゴ)基本形
(モノクロタイプ)

■映倫オフィシャルカラー

映倫ブルー
DIC-N892<C100+M85>

カラータイプ/背景が白地でない場合

モノクロタイプ/背景が白地でない場合

ネガタイプ

映倫オフィシャルロゴ基本形は、できる限りカラー表示を心掛けてください。また、〈カラータイプ/モノクロタイプ〉とも、映倫オーバル内にはデータ上白地が配置されています。使用に際しては、留意してください。

〈ネガタイプのオフィシャルロゴ〉は、しっかり視認性が確保できる時にのみ使用してください。

■アイソレーション&最小表示(映倫マーク〈オフィシャルロゴ〉)

**アイソレーション設定**

使用媒体、あるいは環境を問わずロゴの視認性を高めるために、ロゴの周辺に一定の空白域を設けます。いかなる場合でも、この点線内に他の要素を入れることはできません。

a
1/6a

**最小表示設定**

どのような場合でも、ロゴをこれより小さく表示することはできません。

≧左右7.5mm



# 映倫マーク<本篇用/予告用>&<宣材用>

## 映倫マーク〈本篇用/予告用〉

■映倫マーク〈本篇用〉基本形

123456

■映倫マーク〈予告用〉基本形

123456-T

※本篇は数字のみ、
予告篇・特報の審査番号は、
末尾に「-T」が入ります。

背景が白地でない場合

ネガタイプ

表示に際しては、上記例を参考にマークの意味する機能が損なわれないように、視認性を保ち使用してください。映倫オーバル内には白地が存在します。
〈ネガタイプ〉のマークは、しっかり視認性が確保できる時にのみ使用してください。

■映倫マーク〈本篇用〉レイアウト

映倫マーク〈本篇用〉は、
すべて画面右下に配置
してください。

## 映倫マーク〈宣材(印刷物)用〉

■映倫マーク〈宣材用〉基本形

12345-A

※ポスター、チラシ等の宣材類(印刷物)は、本篇とは審査番号の数字が異なり、末尾に「-A」が入ります。

背景が白地でない場合

ネガタイプ

表示に際しては、上記例を参考にマークの意味する機能が損なわれないように、視認性を保ち使用してください。映倫オーバル内には白地が存在します。
〈ネガタイプ〉のマークは、しっかり視認性が確保できる時にのみ使用してください。

■映倫マーク〈宣材用〉レイアウト

映倫マーク〈宣材用〉は、
画面右下を基本とします。

■アイソレーション&最小表示(映倫マーク〈本篇用/予告用〉&〈宣材用〉共通)

**アイソレーション設定**

使用媒体、あるいは環境を問わずマークの視認性を高めるために、マークの周辺に一定の空白域を設けます。いかなる場合でも、この点線内に他の要素を入れることはできません。

a
1/11a
12345-A
1/6a

**最小表示設定**

どのような場合でも、マークをこれより小さく表示することはできません。

≧左右7.5mm

■審査番号専用書体&文字数による規定(映倫マーク〈予告用〉&〈宣材用〉共通)

審査番号は右記
書体を使用して
ください。

文字数によるカーニング情報を厳守し、マークセンター揃えで表示してください。

〈文字数5桁〉 12345 カーニング500

〈文字数6桁〉 123456 カーニング400

〈文字数7桁〉 1234567 カーニング300

ヒラギノ角ゴ Pro W6

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 -
A B C D E F G H I J K L M
N O P Q R S T U V W X Y Z

# 区分マーク　基本シルエットと専用カラー&表示上の基本ルール

## 区分マークの基本形（Classification Markings Artwork）

■区分マーク

区分マークは、できる限りカラー表示を心掛けてください。
使用方法については「区分マークの推奨レイアウト例」をご参照ください。

カラー使用の場合

■カラータイプ

〈カラータイプ／背景が白地でない場合は、このように表示します。〉

モノクロ使用の場合

■モノクロタイプ

〈モノクロタイプ／背景が白地でない場合は、このように表示します。〉

ネガ使用の場合

■ネガタイプ　※視認性に配慮して使用してください。

■区分カラー

| Gグリーン | PG12ブルー | R15+レッド | R18+レッド |
|---|---|---|---|
| DIC-2561〈C100+Y100〉 | DIC-179〈C100〉 | DIC-592〈M100〉 | DIC-2497〈M100+Y100〉 |

■アイソレーション&最小表示

**アイソレーション設定**

使用媒体、あるいは環境を問わずロゴタイプの視認性を高めるために、マークの周辺に一定の空白域を設けます。いかなる場合でも、この点線内に他の要素を入れることはできません。

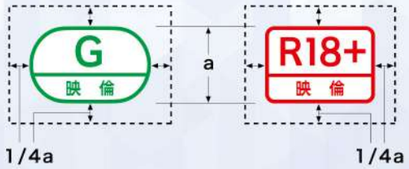


**最小表示設定**

どのような場合でも、マークをこれより小さく表示することはできません。

■視認性向上のために

**白地の配置**

視認性を高めるため、マークバックには白地を配置しています。　※ネガタイプを除く。

# 区分マーク　背景に対し、最適なマークを選択してください。

## 区分マークの視認性〈しっかり見える区分マークのために〉

マークは、様々な媒体や環境に表示することになります。下記例を参考に、どのような環境下でも、マークの機能が損なわれないように、しっかり視認性を保ち、使用してください。

✖ 見えにくいマーク

検証
① 細かなエレメントが存在する背景では、〈ネガタイプ〉の使い方は難しくなります。
② このような状況下でも〈カラータイプ〉〈モノクロタイプ〉は安定した視認性能を発揮します。

検証
① 濃淡のある表示環境では、濃度が浅い部分で〈ネガタイプ〉が視認しにくくなります。
② 同系統の色が存在する環境下でも〈カラータイプ〉〈モノクロタイプ〉は安定した視認性能を持っています。

検証
① 様々な色があふれる表示環境では、〈ネガタイプ〉が極端に視認しにくくなります。
② このような環境下でも〈カラータイプ〉〈モノクロタイプ〉は安定した視認性能を保持します。

# 区分マーク　使用媒体ごとの表示サイズ

## 区分マークの使用媒体ごとの推奨サイズ

すべての区分マークは、使用する媒体によって、それぞれ基本となるサイズが設定されています。下記を参考にして、表示を心掛けてください。

下記〈カラータイプ〉は、原寸です。このまま、ご使用ください。〈モノクロタイプ〉〈ネガタイプ〉は、基準となるマークを下記に設けましたので活用ください。

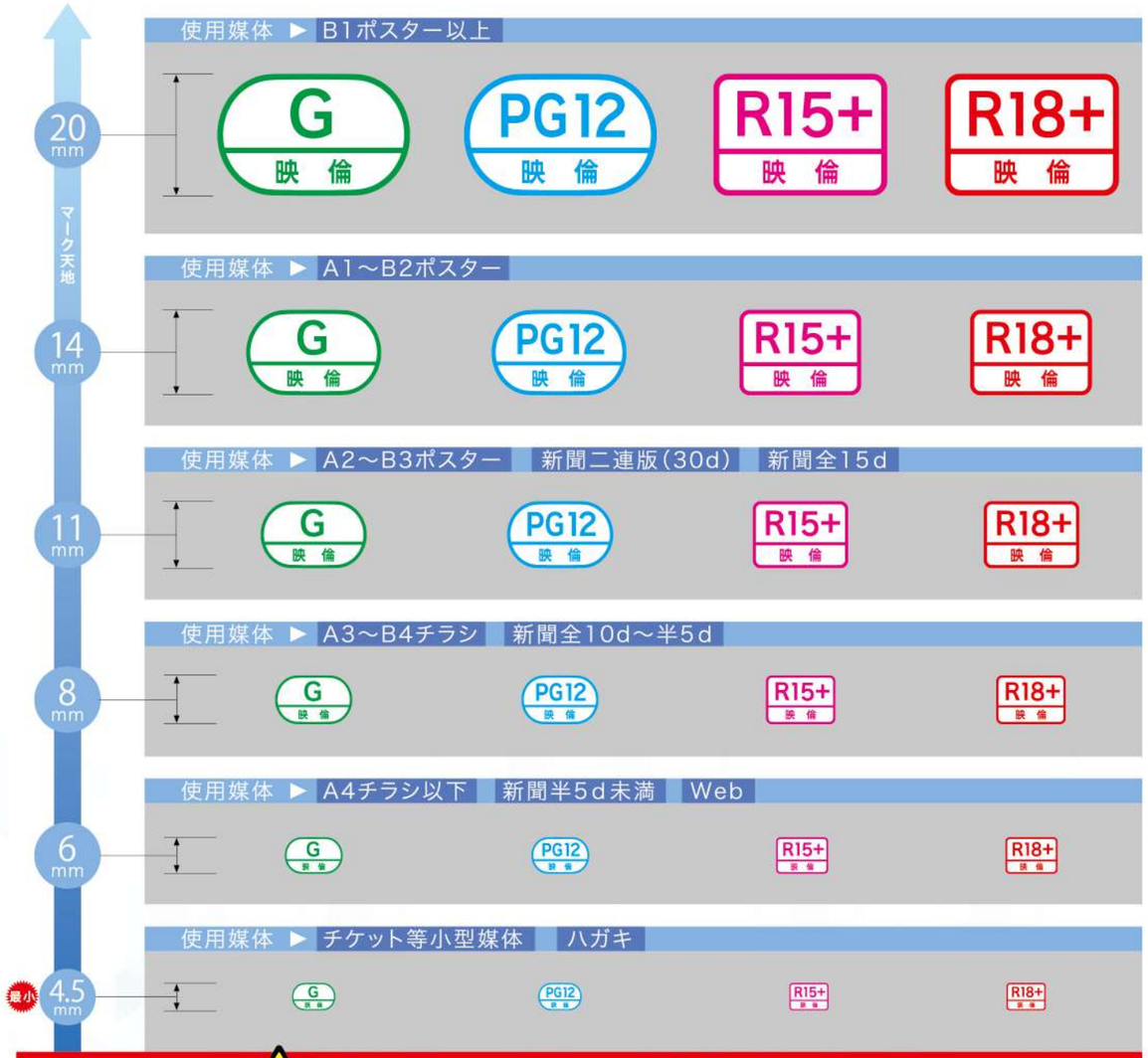


「区分マーク」は、マーク天地4.5mm未満で使用することはできません。

〈モノクロ&ネガタイプ〉の本データは、下記の天地10mmのマークを推奨サイズに合わせ拡大・縮小してご使用ください。

| マーク使用天地 | |
|---|---|
| 20 mm | 200%拡大 |
| 14 mm | 140%拡大 |
| 11 mm | 110%拡大 |
| 8 mm | 80%縮小 |
| 6 mm | 60%縮小 |
| 4.5 mm | 45%縮小 |

# 区分マーク　使用媒体ごとの表示位置

## 区分マークの推奨レイアウト例

各区分マークは、原則としてすべて画面左下に配置してください。

予告篇・特報・TVスポットのみ、表示は右下となります。

宣伝する作品の区分マークは、十分に視認できる大きさで、題名または巻末の右下を基本とします。

### 映倫マーク〈本篇用〉推奨レイアウト

映倫マーク〈本篇用〉は、画面右下の位置に、スクリーン天地に対し、マーク天地1/8以上の大きさで表示してください。

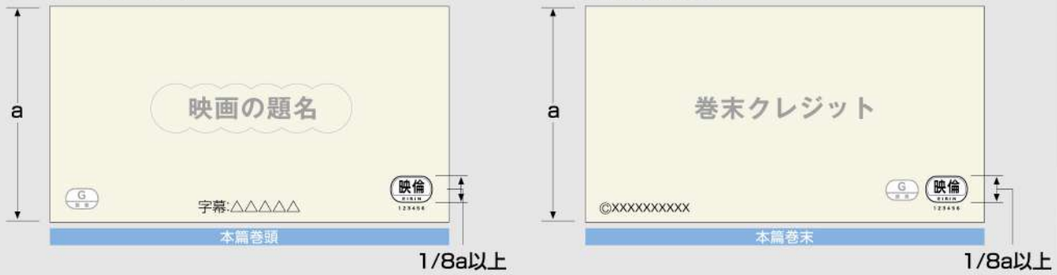


本篇での「映倫マーク」の表示は必須です。本篇での「区分マーク」の表示は必須ではありませんが、「映倫マーク」と併せて表示する場合は上図になります。